

意見書

令和7年8月25日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

令和7年8月25日に開催した令和7年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より河川事業4箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 河川事業【再評価対象事業】

7番 にきゅうかせん 二級河川 あさけがわ 朝明川

7番については、平成27年度に河川整備計画を策定し、事業に着手し、令和2年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、7番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 河川事業【再評価対象事業】

8番 にきゅうかせん 二級河川 しとものがわ 志登茂川

8番については、平成27年度に河川整備計画を策定し、事業に着手し、令和2年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、8番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

（３）河川事業【再評価対象事業】

９番 にきゅうかせん あいかわ 二級河川 相川

９番については、平成２２年度に河川整備計画を策定し、事業に着手し、平成２７年度、令和２年度に再評価を行い、その後一定期間（５年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、９番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

（４）河川事業【再評価対象事業】

１０番 にきゅうかせん しはらがわ 二級河川 志原川

１０番については、平成２７年度に河川整備計画を策定し、事業に着手し、令和２年度に再評価を行い、その後一定期間（５年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、１０番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。